

## 北九州市博物館登録規則

(趣旨)

第1条 この規則は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第22条の規定に基づき、博物館の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 法第11条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、博物館登録申請書（第1号様式）（以下「博物館登録申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 法第12条第1項第3号の教育委員会の定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 登録を受けようとする博物館の設置年月日

(2) その他教育委員会が必要と認める事項

3 法第12条第2項第3号の教育委員会の定める書類は、教育委員会が別に定める。

(登録の審査)

第3条 教育委員会は、登録の申請があったときは、博物館登録申請書及び添付書類（法第12条第2項第1号及び第2号に掲げる書類並びに前条第3項の規定により教育委員会が定める書類をいう。）並びに実地調査等に基づき、法第13条第1項に規定する登録の審査を行うものとする。

2 法第13条第1項第3号から第5号までの教育委員会の定める基準は、教育委員会が別に定める。

(博物館登録原簿)

第4条 法第14条第1項の博物館登録原簿は、博物館登録原簿（第2号様式）とする。

(変更の届出)

第5条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届（第3号様式）により行うものとする。

(教育委員会への定期報告)

第6条 登録を受けた博物館の設置者は、当該博物館の運営の状況について、定期的に、教育委員会に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告については、教育委員会が別に定める。

(博物館の廃止)

第7条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、博物館廃止届（第4号

様式)により行うものとする。

(市の設置する博物館に関する特例)

第8条 第5条から前条までの規定は、市の設置する博物館については、適用しない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

北九州市教育委員会 様

申請者

博物館法第 11 条の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 博物館の設置者の名称
- 2 博物館の設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 博物館の設置年月日
- 6 その他

（日本産業規格 A 4）

第 2 号様式（第 4 条関係）

博物館登録原簿

事項	登録	登録変更			
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	北九州市教委 第 号				
博物館の 設置者の 名称					
博物館の 設置者の 住所					
博物館の 名称					
博物館の 所在地					
備考					

第 3 号様式（第 5 条関係）

博物館登録事項変更届

年 月 日

北九州市教育委員会 様

博物館の設置者

博物館法第 12 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事項を変更するので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の設置者の名称
- 2 博物館の設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 変更年月日

注 該当事項のみ記入すること。

（日本産業規格 A 4）

第 4 号様式（第 7 条関係）

博物館廃止届

年 月 日

北九州市教育委員会 様

博物館の設置者

博物館を廃止したので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 博物館の設置者の名称
- 2 博物館の設置者の住所
- 3 博物館の名称
- 4 博物館の所在地
- 5 廃止年月日
- 6 廃止の理由

（日本産業規格 A 4）